

刑法 答案作成対策

1. 作成手順

【被害者ごとに分けるパターン（正犯の場合など）】

第1 ○○の（△△に対する）罪責

1. 構成要件該当性

(1) 実行行為……当該罪状の構成要件の確認、不作為犯などの検討

ア 要件 イ 事案の検討 ウ 結論

(2) 結果発生……未遂犯などの検討

ア 要件 イ 事案の検討 ウ 結論

(3) 因果関係……介入事情のある場合の因果関係の検討

ア 要件 イ 事案の検討 ウ 結論

(4) 主観的構成要件（構成要件の故意の有無）……錯誤などの検討

ア 要件 イ 事案の検討 ウ 結論

(5) 結論

2. 違法性阻却事由

(1) 阻却要件 (2) 事案の検討 (3) 結論

3. 責任阻却事由

(1) 阻却要件 (2) 事案の検討 (3) 結論

4. 罪数

【状況ごとに分けるパターン（共犯の場合で行為が複数ある場合など）】

第1 第○行為について

1. 構成要件該当性（複数人を比較しつつ）

(1) 実行行為……共犯の検討など

(2) 結果発生

(3) 因果関係

(4) 主観的構成要件（構成要件の故意の有無）

(5) 結論

2. 違法性阻却事由

(1) 阻却要件

(2) 事案の検討……共犯の場合、個別に検討

(3) 結論

3. 責任阻却事由

(1) 阻却要件

(2) 事案の検討……共犯の場合、個別に検討

(3) 結論

4. 罪数

未遂罪の場合、中止未遂の成否などを個別に判断する必要などもある。

刑法 答案作成対策

2. 用語の確認

構成要件該当性

用語	定義・要件
実行行為	結果発生に至る具体的危険性を有する行為
実行行為の一連性	①第1行為が第2行為を確実・容易に行うために 必要不可欠 であること ②第1行為から第2行為に至る間に、 障害となる特段の事情がない こと ③第1行為と第2行為との間に 時間的場所的近接性 があること ④ 第1行為の時点 で殺人に至る 客観的な危険性 があること これらを満たせば、第1行為の時点で実行行為の着手があったとみなされる
殺人の実行行為	① 人の死が発生する現実的危険性のある行為 であり ② 殺意 を持って行われる
傷害行為	生理的機能を害すること 暴行の結果として生じた場合には過失を要しない（判例）
暴行行為	不法な有形力を行使すること
窃盗行為	① 占有者の意思に反して ② 財物の占有を取得すること
保護責任者遺棄致死	①保護する責任のある者が ②保護を必要とする者を ③ 遺棄する、または必要な保護をしないこと ④によって被害者が 死亡 すること
住居侵入行為	① 正当な理由なく ②住人の 意思に反して ③ 平穩を害する態様 で侵入すること
死体遺棄	①死体を ②遺棄すること
器物損壊	① 他人の物を ② 損壊または傷害 すること
不作為犯	作為義務違反が作為と同価値であること ①危険の発生 ② 作為義務 先行行為者 であること and/or 結果に至る 原因の（排他的）支配 があること and/or 一定の 身分関係・職務上の権限 から判断） ③ 作為可能性（「十中八九」）
間接正犯	①利用行為に相手の行為を 誘発し得る危険 が認められること ②相手の行為が 別個独立の意思決定 と評価できないこと
共同正犯	共同して犯罪を実行すること （実行行為の分担は不要） 意思の疎通（＝共謀）が必要であり、片面的共同正犯は成り立たない（判例）

刑法 答案作成対策

共謀共同正犯	実行行為を分担しないが、犯行計画の立案に主導的な役割を果たすもの ① 重要な因果的関与 があること (or 正犯意思) …… 幫助犯との区別 ② 犯行に至る共同性 …… 教唆犯との区別
承継的共同正犯 (多数説)	①既に起きた侵害の 事実を認容 しつつ ②それを自己の犯罪遂行の手段として 積極的に利用 ただし、因果共犯論の立場からは認められない (既に起きた侵害に因果関係はない)
共犯からの離脱	<多数説> 実行の着手前の離脱： 実行の着手後の離脱 ① 離脱の意思表示 左の①・②に加えて ② 他の共犯者の了承 ③ 結果発生を防止するための措置 <因果共犯論> 自ら与えた 因果的影響を全面的に解消 すること (危険への関与の解消とすべき?)
過失の共同正犯	<多数説> 共同義務の共同違反 <因果共犯論> ①共同実行と評価できる実体 (=結果への重要な影響+共同した態度) (正犯性) ②一方の不注意が他方の不注意な行為を促進する関係 (因果性)
幫助犯	正犯の 行為を促進または容易に すること (重要な因果的関与 or 正犯意思があれば共謀共同正犯に)
不作為幫助	①危険の発生 ② 作為義務 (正犯の不作為犯と同じ) ③不作為によって犯行を容易にすること (結果回避可能性は不要)
教唆犯	他人を唆して犯行を実行させること (背後者が犯行を共同すれば共謀共同正犯に)
因果関係	<相当因果関係説> 行為時に一般人が知り得た事情及び行為者が特に知っていた事情を基礎として、当該行為から当該結果が発生することが相当であれば因果関係を認める (折衷説) <危険の現実化説> 当該行為の 危険性が結果に現実化したこと で因果関係を認める (現在の多数説)

違法性

用語	定義・要件
正当防衛	① 急迫性 (現に法益侵害が存在しあるいは差し迫っていること) ② 侵害の不法(違法)性 ③自己又は他人の 権利を防衛 するため (結果無価値論では防衛意思は不要とのこと) ④ やむを得ず にした行為 (防衛行為としての 有効性 (補充性は不要) + 相当性)
相互闘争状況での正当防衛の否定	①自らの不法な行為によって触発された (挑発行為) ② 時間的場所的に近接した一連一体の事態 において ③ 不正の侵害が自らのした侵害行為を大きく超えるものでないこと

刑法 答案作成対策

未遂犯・不能犯・中止犯

用語	定義・要件
未遂犯	実質的危険性 の認められる段階である実行の着手があり、 結果発生がないこと
不能犯	<p><具体的危険説（多数説・空ポケット事件）></p> <p>行為当時を判断時点に、一般人が認識可能であった事情を基礎に、特に行為者本人が知っていた事情も含めて危険性を判断する</p> <p><仮定的蓋然性説></p> <p>結果不発生の原因を解明、結果発生をもたらした事実を客観的・科学的に判断した上で、一般人を基準にその可能性の程度を判断する</p>
中止犯	<p>①自己の意思（任意性）……一般人を基準として、誰でもそうし得た場合は除く</p> <p>②中止すること……着手未遂は不作為で十分、実行未遂なら積極的回避措置も必要</p>

罪数

用語	定義・要件
単統一罪	一罪のみ成立する
科刑上一罪	数罪が成立しているが、最も重い刑によって処罰する
観念的競合	複数種類の法益が実質的には1つの行為で侵害されるもの e.g.) Aを狙った弾がBに行った場合のA殺人未遂罪及びB殺人罪（or 過失致死罪）
牽連犯	複数の法益侵害が手段と結果の関係になっているもの e.g.) 偽造文書等行使罪と詐欺罪、住居侵入罪と窃盗罪など
包括一罪	数罪が成立しているが、包括的に一罪として扱う
接続犯	同一法益が時間的連続性のある複数の行為で侵害される包括一罪 e.g.) 3回の窃盗行為
集合犯	同一の法益侵害行為が反復・継続されることが予想される包括一罪 e.g.) 常習賭博罪
吸収一罪	<p>①1つの行為で複数種類の法益侵害があり、片方がもう片方に付随して起こるような随伴行為による包括一罪 e.g.) Aを刺し殺すとAの服が破れるが（器物損壊罪）、これは罰しない</p> <p>②複数の行為で実質的に1回の法益が侵害される包括一罪 e.g.) お金がないのを黙って無銭飲食し、お金を下ろしに行くと言って逃げる場合</p>
併合罪	数罪が成立し数罪のまま扱う